

老介発第 0908002 号

平成 17 年 9 月 8 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険課長

（公印省略）

厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合
並びに食費及び居住費の特定負担限度額の特例について

介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項に規定する厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合、同条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額並びに同項第2号に規定する居住費の特定負担限度額については、厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成17年9月厚生労働省告示第409号。以下「割合告示」という。）、介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額（平成17年9月厚生労働省告示第417号。以下「特定食費告示」という。）及び介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額（平成17年9月厚生労働省告示第418号。以下「特定居住費告示」という。）においてお示ししているところであるが、この取扱いの特例について、左記のとおり定め、平成17年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の施行に伴い、「厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合並びに特定標準負担額の特例について」（平成12年3月28日老企第50号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）は、平成17年9月30日限り廃止する。

記

- 1 割合告示の表の上欄の3の項、特定食費告示の表の上欄の6の項及び特定居住費告示の表の上欄の6の項イに規定する「これに準ずると認められる者」を次のとおり定める。

介護保険法（平成9年法律第123号）の施行の際現に介護保険法施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第28条第1項の規定による被措置者に係る費用徴収が、「老人保護措置費の国庫負担について」（昭和47年6月1日厚生省社第451号厚生事務次官通達）別表2に定める費用徴収基準の「対象収入による階層区分」において0円～420,000円に該当するもの。

なお、この取扱いにあたっては、市町村民税世帯非課税者（割合告示の表の上欄の2の項に規定する市町村民税世帯非課税者、特定食費告示の表の上欄の6の項に規定する施行規則第172条の2において準用する施行規則第83条の5第1号に掲げる者及び特定居住費告示の表の上欄の6の項イに規定する施行規則第172条の2において準用する施行規則第83条の5第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）であるか否か、老齢福祉年金（割合告示の表の上欄の3の項、特定食費告示の表の上欄の6の項及び特定居住費告示の表の上欄の5の項イに規定する老齢福祉年金をいう。）の受給権を有する者であるか否かは問わないものとする。

- 2 割合告示の所得の区分、特定食費告示の上欄（区分）及び特定居住費告示の上欄（所得の区分）の認定において、市町村民税世帯非課税者であるか否かの認定は、毎年行う必要がある。